

難病及び小児慢性特定疾病に関する指定医研修のお知らせ

1 目 的

臨床調査個人票（新規及び更新）の作成に必要な知識と技能の向上を図ることを目的として開催します。

2 内 容

- ①難病の医療費助成制度
- ②難病指定医等の職務
- ③医療費助成制度における診断基準等
- ④指定医療機関が行うこと
- ⑤難病指定医等が行うべき実務
- ⑥難病に対する地域の医療提供体制や全国的な医療支援体制
- ⑦代表的な疾患に係る疾患概要や診断基準等

*協力難病指定医の研修及び小児慢性特定疾病指定医育成研修を兼ねます。

3 日 程 平成29年4月23日（日）12:00～15:30（受付 11:30～）

4 場 所 道庁別館地下大会議室（札幌市中央区北3条西7丁目）

5 対 象 者 臨床調査個人票及び医療意見書の作成に当たる**専門医資格を有していない指定医（予定含む）で、本研修の未受講者**

6 受講定員 180名程度（先着順で定員になり次第締め切ります。）

7 申込方法及び申込期間 次のいずれかの方法により申し込んでください。

- ①「簡易申請」でインターネットから申込み

短縮URL：<https://www.harp.lg.jp/3XQjz5P1>

- ②別紙「参加申込書」でファックス送信により申込み

- ③注意事項

- ・ファックス到着の可否は、お手持ちのファクシミリの送信履歴等でご確認ください。お電話での回答はいたしません。
- ・申込確認が確実な①での申込みをお勧めします（申込完了の表示が出ます。）



8 申込期間 平成29年3月1日（水）～4月7日（金）

9 受講決定のお知らせ

受講決定者をホームページで**4月14日（金）頃**にお知らせします。

（公表例：●●病院△名様）

- インターネットで「北海道庁 地域保健課ホームページ」を入力して検索
受講決定通知は送付しませんのでご了承ください。

10 その他

研修会の内容は、平成27年度・28年度の研修会と概ね同様です。毎年受講の必要はありません。

- **難病法の施行により、平成27年1月以降は、特定医療費の支給認定申請に添付する臨床調査個人票を作成できるのは、難病指定医、協力難病指定医のみであり、指定医以外が作成したものは、無効です。**（小児慢性特定疾病の場合は小児慢性特定疾病指定医）

- 指定医は、診断又は治療に5年以上の実務経験がある医師が専門医資格を有しているか、または、都道府県が実施する研修を修了していることが要件であり、知事への申請が必要です。（小児慢性特定疾病の場合、勤務先が札幌市・旭川市・函館市の場合は各市長への申請）

- **経過的特例により難病指定医に指定された方（※）が、研修を受講しない場合は、平成29年4月1日以降は指定の効力が失われます**ので留意してください。

（※ 専門医資格を有していない医師が、平成29年3月31日までに研修受講することを条件に、指定医申請を行い、指定通知を受けた者。指定医番号にPが含まれる方。）

- 次回の研修会は、本年秋頃を予定しており、詳細は決定次第、ホームページでお知らせします。

問い合わせ先・申込先

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課感染症・特定疾患グループ

TEL 011-231-4111（内 25-523） FAX 011-232-2013

平成29年度第1回難病及び小児慢性特定疾病に関する指定医研修参加申込書

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課感染症・特定疾患グループ 行

(FAX: 011-232-2013)

(フリガナ※1) 氏 名		
生 年 月 日		昭和・平成 年 月 日
指定医番号 ※2 ～英数字10桁～ (既に指定医登録された方)	難病指定医(01P0で始まる番号)	
	協力難病指定医(01C0で始まる番号)	
	小慢指定医(01021で始まる番号)	
勤 務 先	医 療 機 関 名 (必 須)	
	郵 便 番 号 (必 須)	
	住 所 (必 須)	
	電 話 番 号 (必 須)	
	F A X 番 号	
質 疑 等		
車椅子等配慮が必要な方は、下記に記載してください。		

※1 必ずフリガナを記入してください。

※2 難病指定医と小慢指定医等、指定医番号が複数ある場合は全て記載してください。
番号がわからない場合は「不明」、未申請の場合は「未申請」と記載してください。

次の方は本研修の受講対象外です。

- ・難病指定医番号に「S」又は「T」が含まれる方
- ・小慢指定医番号が「01011」で始まる方
- ・過去に本研修を受講された方(開催年月: H27.6、H27.11、H28.6、H28.11)